

輪島市監査公表第20号

地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、同条第9項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成29年12月4日

輪島市監査委員 高野 哲男



輪島市監査委員 漆谷 豊和



定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

平成29年11月22日（水） 大屋小学校

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 高野 哲男

輪島市監査委員 漆谷 豊和

4 監査の範囲及び方法

平成29年度（平成29年4月から9月まで）における学校管理に係る財務の執行状況及び学校施設、備品等の管理状況について学校長から説明を聴取し、質疑応答を行うとともに関係書類等を大屋小学校において実地監査した。

5 監査の結果等

学校管理に係る財務の執行状況及び所管の業務については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象の学校に対しては、執行時に一部において次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○大屋小学校の安全対策については、年間行事計画等に基づき、火災・地震津波・不審者対応の各避難訓練が実施されていた。校外に児童がいる時間帯を想定し、休み時間中に訓練を実施する等、様々な事例を想定した訓練を行っている。訓練後は新たに発生した課題を解決するよう努め、緊急時には児童・職員が一体となり速やかな行動ができるよう更なる努力を期待したい。

○ICTを活用した教育が重要性を増してきているが、現在ある視聴覚機材は殆どが耐用年数を過ぎているため、使用可能な1台のテレビを全学年で共有し、その都度移動させて各教室にて使用している現状である。市教育委員会としても財政的事項はあると思われるが、実態を速やかに把握し早急に改善されるようお願いしたい。

○理科実験用薬品については、ほぼ適正に管理されていると認められた。今後も、さらなる安全性を考慮しながら使用簿等の記録の徹底に努め、事故等が起きないように厳重に管理されたい。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。